第十八条の十五の十一第四項を次のように改める。

4　未成年者口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者が分割等上場株式等の取得に伴い当該取得の基因となった未成年者口座内上場株式等を有しないこととなったときは、その有しないこととなった日の属する年以後の当該未成年者口座に係る未成年者口座年間取引報告書には、その有しないこととなった未成年者口座内上場株式等に係る第二項第四号に掲げる事項の記載は、要しない。

第十八条の十五の十一第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　国税庁長官は、前項の別表第七㈢の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十八条の十九第一項第三号を次のように改める。

三　当該贈与又は遺贈の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該贈与又は遺贈により財産を取得する公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地並びに事業の目的並びに設立年月日又は設立予定年月日

ロ　法第四十条第一項第二号に規定する公益信託（以下この条において「公益信託」という。）の信託財産とするためのものである場合　当該贈与又は遺贈により財産を取得する公益法人等の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その法第四十条第四項第三号に規定する主宰受託者（以下この条において「主宰受託者」という。）の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称、公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）第二条第一項第二号に規定する公益事務の内容及び同法第六条の認可を受けた年月日

第十八条の十九第一項第五号中「明細」の下に「（当該贈与又は遺贈が公益信託の信託財産とするためのものである場合には、当該公益信託に係る信託事務に関する明細）」を加え、同項第六号を次のように改める。

六　当該贈与又は遺贈の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該公益法人等の施行令第二十五条の十七第六項第一号イに規定する役員等（以下この号において「役員等」という。）の氏名及び住所並びに当該役員等に係る同項第一号イに規定する親族等（ロにおいて「親族等」という。）に関する事項

ロ　公益信託の信託財産とするためのものである場合　当該公益信託の第五項第一号に規定する運営委員等の氏名及び住所並びに当該運営委員等に係る親族等に関する事項（当該公益信託の受託者（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その全ての受託者）が第四項に規定する者である場合には、当該公益信託の受託者のその役員等の氏名及び住所並びに当該役員等に係る親族等に関する事項）

第十八条の十九第二項第三号中「第六項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項第四号中「第六項第二号」を「第八項第二号」に改め、同条第三項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第三十二項中「第二十五条の十七第三十一項」を「第二十五条の十七第三十七項」に改め、同項第一号中「第四十条第十六項」を「第四十条第十八項」に改め、「法人番号」の下に「（当該公益法人等が公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、同項第二号及び第四号中「第四十条第十六項」を「第四十条第十八項」に改め、同項を同条第三十一項中「第二十五条の十七第三十項に規定する財務省令」を「第二十五条の十七第三十六項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十五条の十七第三十項」を「第二十五条の十七第三十六項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十項中「第四十条第十四項に規定する財務省令」を「第四十条第十六項に規定する財務省令」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第一号中「第十九項第三号イからニまで」を「第二十一項第三号イからニまで」に改め、同項第二号中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第二十五条の十七第二十八項」を「第二十五条の十七第三十四項」に改め、同項第三号中「第十九項第一号イからハまで」を「第二十一項第一号イからハまで」に改め、同項を同条第三十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

34　法第四十条第十四項に規定する引継受託者が同項に規定する当初受託者から同項に規定する任務終了事由等により同項に規定する財産等の移転を受けた場合における同項において準用する同条第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該引継受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該引継受託者に係る公益信託の受託者が二以上ある場合には、当該引継受託者以外の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号を含む。）、当該公益信託の名称並びに当該任務終了事由等に係る法第四十条第十四項に規定する認可又は届出の日

二　当該引継受託者が当該当初受託者から当該移転を受けた資産が法第四十条第十一項に規定する財産等であることを知った日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

三　当該当初受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、法第四十条第十一項に規定する任務終了事由等が生じた年月日並びに当該任務終了事由等の詳細

四　その他参考となるべき事項